

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約の予定の公表

平成23年度 室戸岬乱礁遊歩道周辺流木撤去作業委託業務について、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づき、随意契約により契約を締結する予定であるので、室戸市契約規則第31条の3第1項の規定により次のとおり公表する。

平成23年11月24日

室戸市長 小松 幹侍

記

(1)物品又は役務の名称及び数量	平成23年度 室戸岬乱礁遊歩道周辺流木撤去作業委託業務 室戸岬乱礁遊歩道周辺の流木撤去作業
(2)契約者の決定方法及び選定基準	見積金額が予定価格を下回ったとき。 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第41条に該当する シルバー人材センターであること。
(3)見積書の提出場所及び提出期限	室戸市役所 商工観光深層水課 平成23年11月25日 午後5時
(4)契約に関する事務を担当する 部署の名称及び所在地	室戸市役所 商工観光深層水課 室戸市浮津25番地1

委託業務仕様書

業務名：平成23年度 室戸岬乱礁遊歩道周辺流木撤去作業委託業務

履行期限：平成23年12月2日まで

業務場所：室戸市 室戸岬町（乱礁遊歩道周辺）

業務内容：乱礁遊歩道周辺の流木撤去作業

（作業内容の詳細は担当職員の指示による）

（作業箇所）

